

知っていますか 固定資産税の減額制度



住宅のバリアフリー、省エネ、耐震改修工事を行ったときは、固定資産税の減額制度があります。

※減額を受けるためには、改修が完了した日から3カ月以内に申告する必要があります。

また、この減額制度は、家屋の固定資産税のみに適用されます。(都市計画税、土地の固定資産税は適用外)

詳しい減額制度の要件や申告の方法については、問い合わせてください。

減額制度の種類と要件

| 工事の種類 | 減額制度を受けるための要件 | | | ①減額される税額 ②期間 ③床面積 |
|----------|--|----------------------------|--|--|
| | 工事の内容 | 金額 | その他 | |
| バリアフリー改修 | <ul style="list-style-type: none"> ◇廊下の拡幅 ◇階段のこう配の緩和 ◇浴室改良 ◇便所改良 ◇手すりの設置 ◇屋内の段差の解消 ◇引き戸への取り替え ◇床の滑り止め化 | 補助金などを除く工事費用の合計が50万円を超えるもの | <ul style="list-style-type: none"> ◇新築された日から10年以上経過した住宅であること ◇居住者が次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> 1 65歳以上の人^{*1} 2 要介護または要支援の認定を受けている人 3 障がい者 ◇改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること | <ul style="list-style-type: none"> ①固定資産税額の3分の1 ②工事完了の翌年度1年間 ③100㎡まで |
| 省エネ改修 | <ul style="list-style-type: none"> 1 窓の断熱工事 (必須) 2 床、天井、壁の断熱工事 (1と同時にやるもののみ) 3 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に適合させる工事 (必須) | | <ul style="list-style-type: none"> ◇平成20年1月1日以前から存在する住宅であること ◇改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること | <ul style="list-style-type: none"> ①固定資産税額の3分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2) ②工事完了の翌年度1年間 ③120㎡まで |
| 耐震改修 | 現行の耐震基準に適合させる工事 (コンクリートや鉄筋で基礎の幅を厚くするなど) | 工事費用の合計が50万円を超えるもの | 昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること | <ul style="list-style-type: none"> ①固定資産税額の2分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2) ②工事完了の翌年度1年間^{*2} ③120㎡まで |

※¹ 工事が完了した年の翌年の1月1日現在の年齢

※² 工事した住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は2年間減額の対象になります。2年目の減額割合は、長期優良住宅の認定の有無に関わらず2分の1です。

●問い合わせ先

市税課固定資産税担当 ☎(580)1829